

## 第2章 分野別人権問題

### ① 同和問題

市では、部落差別の解消に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深め、部落差別のない社会を実現するため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動等の充実、強化をしています。

令和2年7月21日（火）、人権ふれあいセンターで「ふれあいセミナー」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、感染予防対策を徹底し、規模を縮小した形で実施し、24名の市民が参加しました。

セミナーでは、NPO 法人人権センターながのの窓口で相談に応じている中本佳代子さんを講師に「相談窓口の現場から」と題して、さまざまな相談の現状や相談対応をする中で感じた人とのつながりの大切さ、差別解消のためには何をすべきか、などのお話をお聞きしました。

特に、部落問題では、今もなお続く差別の現状や部落差別は、自分自身の問題と捉えていくことが重要であり、それを意識することで問題解決につながっていくことを学び、部落差別問題の本質を考える機会となりました。

毎年開催している「千曲市人権のまちづくりに向けた学習会」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となりましたが、部落解放同盟千曲市協議会から「千曲市人権のまちづくりに向けて～部落差別の解消をめざして～」の冊子を提供いただき関係者等へ配布しました。



▲R2. 7/21 第1回ふれあいセミナー  
(人権ふれあいセンター)

## ② 障がいのある人の人権に関する問題

障がいの有無に係わらず、住み慣れた地域でお互いが尊重しあい、地域で共に生きる社会の実現に向けて市では「障害者基本法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等に基づき、各種事業を進めています。

### 【啓発活動】

障がいのある方の理解を深めてもらう等の目的で定められている「障害者週間（12月3日から12月9日）」や自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進の取組として「発達障害啓発週間（4月2日から4月8日）」が定められており、それぞれの目的に合わせて市民への理解促進等を図るため、市報等を通じて啓発活動を実施しました。

障害者基本法では、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るために、「障害者週間」を定めています。

この期間を活用して、地域の皆さんが障がいのある方の福祉に関心と理解を深められるように、市報、ホームページへ関連記事を掲載しました。

障害者週間ポスター ▶



### 【成年後見制度の普及、活用の促進】

住み慣れた地域で安心して生活が維持できるように成年後見制度の普及啓発、円滑な利用促進を図るため、初期相談対応、利用補助等を行う成年後見支援センター事業を継続して実施（委託）しています。

### 【公共施設等の整備】

障害者計画に「障がい者に配慮した公共施設の整備」について施策の方向性を示し、関係各部署においてそれぞれの分野での取り組みに努めています。

### 【福祉就労の場の確保】

令和3年3月31日現在、障害福祉サービスの就労系提供事業所は13カ所となっています。地域内の各種サービスの提供体制の確保については、「千曲・坂城地域自立支援協議会」において関係者間の連携を図りながら検討を進めています。

### 【障がい者の虐待防止】

障害者虐待防止法に基づき「障がい者虐待防止センター」を設置しています。ホームページ等を活用して啓発活動を行うとともに、虐待発生にあたっては初期相談対応から確認調査などの対応を行っています。また、調査後については、その事案ごとに制度等の活用やモニタリング・評価を実施するなどの対応にあたっています。

## ③ 子どもの人権に関する問題

子どもの人権については、いじめや虐待・体罰など、また、身体的・精神的な危害や、子どもの主体性を抑えてしまう過度な保護や管理、インターネットなどでの情報の氾濫など、健全な育成を妨げる環境が子どもを取り巻いています。

市の家庭児童相談室では家庭相談員2名を配置して、家庭における適切な児童養育について相談支援を行っています。平成31年4月には家庭児童相談室を核として相談支援体制の強化を行い、こども家庭総合支援拠点を設置しました。

この拠点では、児童の虐待の発生を予防するために、関係機関と連携しながら、地域における子育て支援の様々なサービスを活用し、早期から適切な支援に結び付けていきます。

「千曲市虐待防止ネットワーク会議 要保護児童等対策部会」では、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を行うために、児童相談所、保育園、学校、警察署など22の構成機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有しながら、適切な連携のもとで支援を行っています。

令和2年度は部会として、代表者会議（1回）、実務担当者会議（3回）、個別ケース検討会議（93回）を開催しました。

また、令和2年度の児童虐待に係わる通告は111件、相談対応件数は延べ5,146件でした。

総合教育センターでは、教育相談、いじめや不登校などの相談を受けるとともに、他の教育相談機関との連絡調整を行っています。いじめ等の子どもの人権問題に対応するため、専用電話により令和2年度は12件の相談を受付しました。

併せて屋代中・戸倉上山田中・更埴西中・埴生中にスクールカウンセラーを配置し、相談業務を実施しました。

相談内容が年々複雑多様化する中で、業務の重要性が増しています。

市少年育成センターでは30名の市民が補導委員を務め、駅や子どもたちが立ち寄りそうな場所を定期的に巡回し、ひと声かけ、注意、助言、指導の活動により、少年非行の未然防止につながっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため徒歩による担当小学校区内を中心に該当補導を行い、実施回数は82回余、延べ260人の活動となりました。



◀大頭祭での街頭補導の様子

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」の初旬には、地域振興局職員、警察職員、少年警察ボランティア、市職員、補導委員により屋代駅前であいさつ運動の啓発リーフレットおよび啓発チラシの入ったポケットティッシュをあいさつとともに配布する街頭啓発活動を実施しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため11月のみの実施となりました。



▲屋代駅前での街頭啓発活動の様子

毎年4月に長野県青少年育成県民会議がすすめる「信州あいさつ運動」の啓発活動を実施しています。

この運動は、家庭や地域でお互いにあいさつすることでみんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育成を応援することを目的としています。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

学校でもPTA等と協働して、登下校の際の「子どもを見守る地域住民」や「千曲市地域で子どもの安全を守る会」などと連携強化を図っています。



▲信州あいさつ運動の様子



## ④女性の人権に関する問題

市では、地域社会・家庭・職場などにおいて、性別による固定的役割分担意識の是正ができるよう啓発活動を推進しています。

令和2年度の「男女共同参画セミナー」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全5回のうち3回開催し、延べ68名の市民の方が参加しました。例年とは違い、感染防止対策として参加者人数を制限し、3密の回避、ソーシャルディスタンスを保ちながら、参加者の協力を得て開催となりましたが、それぞれのテーマに沿って学び個人のスキルアップを図りました。また、日常生活や社会において、性別による固定的な役割分担意識等をなくすことが男女共同参画社会の実現につながっていくことだとわかりました。

このほか、市民が主体となって事業を実施する「男女共同参画社会づくりのための講座」への支援や、市内の男女共同参画団体等が主催する事業等に市が共催するなど、団体活動への積極的なバックアップを行い、人権意識の向上と男女共同参画社会の形成の促進に向け、市民と一緒に取り組みました。



▲R2. 8/21 第1回男女共同参画セミナー  
(戸倉創造館)



▲R2. 12/12 第3回男女共同参画セミナー  
(千曲市役所)



▲R3. 2/20 第5回男女共同参画セミナー  
(千曲市役所)

◆令和2年度 男女共同参画セミナー等実績

事業	内容
男女共同参画セミナー (全5回のうち3回実施)	<p>●第1回 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止</p> <p>●第2回 8月21日(金) 演題:「ゲームで体感SDGsワークショップ～楽しくSDGsを知ろう～」 講師:国家資格2級キャリアコンサルティング技能士 霜鳥 光さん 参加者 25名</p> <p>●第3回 12月12日(土) 演題:「聞き上手、話し上手でうまくいく」 講師:コーチングアカデミー諏訪校 校長 土橋 桂子さん 参加者 25名</p> <p>●第4回 ※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止</p> <p>●第5回 令和3年2月20日(土) 演題:「女性の時代と言われるけれど～みんなでつくる地域づくり～」 講師:松本大学総合経営学部 教授/学科長 白戸 洋さん 参加者 18名</p>
男女共同参画推進フォーラム基調講演(オンライン形式)学習会	<p>●9月16日(水) 講演:「私たちジェンダー平等をどこまで達成できたのか?」 ～世界から見たニッポン～ 講師:弁護士 前国連女性差別撤廃委員会委員長 林 陽子さん 参加者 16名</p>

男女共同参画セミナー等に参加した人のアンケートから(抜粋)

- ・世界の状況から、今、取り組めること、家族が取り組めることなどがわかりました。自分が関心あることから行動を始めたいと思います。  
(8/21 セミナー参加者)
- ・日頃の人と接する時の自己を反省。よいアドバイスをいただきました。  
(12/12 セミナー参加者)
- ・まずは、家庭で身近な人とのコミュニケーションを意識していきたいと思います。  
(12/12 セミナー参加者)
- ・地域の中でやれることを考えてみたい。(2/20 セミナー参加者)

市では、女性の意見を市政や方針決定過程で反映させるため、各種審議会、委員会等に女性の積極的な登用を進めています。

○令和2年度の審議会・委員会等の女性参画率 抜粋（全体では27.6% R2.4.1現在）

審議会・委員会等名	委員総数	女性の数	参画率
男女共同参画計画審議会	12	6	50.0%
人権ふれあいセンター運営員会	8	4	50.0%
防災会議	31	4	12.9%
差別撤廃人権擁護審議会	13	3	23.1%
環境審議会	10	2	20.0%
健康づくり推進協議会	13	5	38.5%
子ども・子育て会議	15	11	73.3%
農業委員会	15	4	26.7%
地域公共交通活性化協議会	23	3	13.0%
都市計画審議会	13	2	15.4%
景観審議会	13	3	23.1%
教育振興審議会	12	2	16.7%
社会教育委員会	10	4	40.0%

また、参画状況について市のホームページで公開し、積極的に情報公開をしました。

#### 【女性の相談事業・啓発事業】

平成30年4月より女性相談員2名を配置して、配偶者や恋人、パートナーからの暴力(DV)、離婚や家庭不和など女性が抱えるさまざまな悩みや困りごとなどの相談支援を行っています。

相談者の人権を尊重し権利擁護を図る立場から、必要に応じ県女性相談センターや警察署などの関係機関との連携を図るとともに、専門の相談機関の紹介も行っています。

令和2年度の配偶者からの暴力による相談件数は延べ45件でした。

誰もが気軽に相談ができるよう、女性の相談窓口をホームページ等に掲載し周知しました。また、毎年、11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、女性に対する差別的な言動や行為から守るための啓発活動や、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの発生を防止するために企業への啓発活動を実施しました。

## ⑤高齢者の人権に関する問題

わが国は、平均寿命が80年を超えるという世界有数の長寿国となる一方、出生率の低下による少子化傾向も加わり、本格的な少子・超高齢化社会を迎えています。

本市においても、高齢化率（住民基本台帳10月1日基準）は、2003年（平成15年）合併当時の22.3%から、2020年（令和2年）は32.3%と増加しており、今後も一層高齢化が進むことが予想されます。

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ日常生活を営むことができる体制として「地域包括ケアシステム」づくりを推進してきました。しかしながら、昨今、多様で複合的な支援を要する相談が増えており、対応が困難かつ長期化するケースが多くなっています。高齢者が安心して自立した生活を送れるように支援するとともに、市民一人ひとりが高齢者を思いやり、大切にすよう、高齢者の人権についての理解と認識を深めていくことが重要です。

### 【生活支援体制整備事業】

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、支援が及びにくく孤立しがちな一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加が予測される中、市は、高齢者の尊厳保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。

「生活支援体制整備事業」は、地域包括ケアシステムの一翼を担い、高齢者が住み慣れた地域において介護予防を実行でき、また、日常の生活支援を受けられるような地域づくりを進めています。



▲第1層協議体会議の様子



【千曲市成年後見制度普及啓発等推進事業】

市では「成年後見制度」の普及や啓発、制度の利用促進を目指しています。そして、千曲市社会福祉協議会においては、千曲市社協成年後見支援センター（以下参照）を設置しています。センターでは、制度の説明、解決へ向けた提案、後見等申し立てにあたっての相談支援等を行っています。

名称	電話番号
千曲市社協成年後見支援センター	026-276-2687

【高齢者に関する相談窓口の充実（地域包括支援センター（高齢者相談センター））】

高齢者人口の増加、高齢化率の上昇に伴い、高齢者に関する相談（虐待防止、権利擁護含む）は増加の一途です。市では、令和2年4月に市内3ヶ所目の地域包括支援センター（高齢者相談センター）となる、「千曲市更埴川東地域包括支援センター」を開設し、高齢者の相談窓口の充実に努めています。

名称	電話番号	担当地域
千曲市基幹地域包括支援センター （杭瀬下二丁目1番地 市役所1階）	026-273-1111 （内線 1181・1182）	更埴川西地域
【新設】 千曲市更埴川東地域包括支援センター （大字杭瀬下13番地1）	026-213-5085	更埴川東地域
千曲市戸倉上山田地域包括支援センター （大字戸倉2388番地1）R2.10.1移転	026-214-7780	戸倉上山田地域

市では、「千曲市虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会」の開催を通じて、虐待防止や虐待を受けた高齢者やその養護者への支援を図るために関係機関や支援者等の連携体制を構築しています。令和2年度においては、虐待への相談支援件数は延べ380件（前年比116件増）、権利擁護への援助や成年後見制度等の相談支援件数は延べ263件（前年比69件減）でした。

また、市の委嘱を受けた介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者と市との橋渡しをしながら、問題改善や介護サービスの質の向上につなげる取り組みをしています。

## ⑥外国人の人権に関する問題

市の令和2年12月31日現在の外国人住民は、男性322人、女性496人、計818人（27か国）となっており、職場、学校や地域社会など日常生活の中で外国人とかかわりを持つことが多くなっています。

外国人に対する偏見や差別を解消するためには異なる文化や価値観等を正しく理解し、市民一人ひとりが広い視野を持ち、言語、宗教、習慣等の違いを超えて相互理解を深めることが重要です。また、外国人が安心して暮らせる環境づくりの支援と相談、情報提供の充実を図るとともに、人権を尊重し「共生の心」の醸成を図る必要があります。

人権ふれあいセンターでは、自主事業としてNPO法人千曲国際交流協会の会員が講師となり、年20回以上の「日本語教室」を開講しています。講座には市内の企業に研修で来ているベトナムやインドネシアの若者、また、日本で結婚をされた中国の方など約45名が受講し、隔週の日曜日に日本語の勉強や日本語検定の学習に励んでいます。

また、同様に生涯学習課でも八幡公民館にて「日本語教室」を開講しています。例年、多文化共生フェスティバル「千曲万博」を開催し、各種国際交流・多文化共生事業を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。



▲日本語教室の様子（人権ふれあいセンター）

市内に住む外国人の皆さんの生活に配慮して、千曲市指定ごみ袋に外国語での標記（英語、韓国語、中国語）や「ごみの出し方」の外国語版（英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語）を希望者に配布しています。

学校では、中国からの修学旅行隊の受け入れや外国語指導助手の国際理解事業（千曲万博など）への派遣を行う予定で取り組みました。

## ⑦さまざまな人権問題

近年では、国際化、情報化、少子高齢化などの進展により、市民の権利意識や価値観も多様化する中、現代社会において、さまざまな人権課題が存在します。

令和2年度は、HIV感染者やハンセン病患者・元患者への感染症に対する誤った知識や偏見による差別や、インターネットによる匿名性、情報発信の容易さからの他人への誹謗中傷や差別的書き込み、性的マイノリティ（少数者）等への差別的扱いなどが注目されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染した方やその家族、治療にあたった医療従事者等への差別的発言や言動による人権侵害が全国的に大問題になりました。間違った情報や認識に惑わされ、誤解や偏見による人権侵害はあってはなりません。市では、これらの差別をなくすため、市民が正しい知識と理解をし、冷静に行動できるよう、コロナ差別への取組としてチラシやポスターの掲示、ホームページ等で啓発活動に取り組みました。

ふれあいセミナーではインターネットによる人権侵害をテーマにセミナーを開催し、ツイッターやSNSなどによる誹謗中傷の現実、簡単に広まる情報の恐ろしさを学び、ネット社会での人権問題について知識を深めました。

すべての人がお互いの人権を尊重し合い、地域で安心して暮らせるように、今後もふれあいセミナーやホームページを中心に啓発活動に取り組みます。

### STOP! コロナ差別

差別をなくし正しい理解を！  
恐れるべきは「人ではなくウイルスです」

感染するリスクは誰にでもあります。

新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう。

**正しい知識を持つ**  
うわさ話やSNS等の無責任な情報をうのみにせず、国や県、市が発信する正確な情報を確認しましょう。

**冷静な行動を**  
自らの感染を防ぐよう行動し、感染者等を攻撃するような言動は、絶対にやめましょう。


**加害者にならないように**  
相手の立場に立って考え、不確かな情報を広めたり、差別的な言動に同調することはやめましょう。

**感謝を忘れずに**  
感染症の治療や拡大防止のため、また日常生活を支えるためにたくさんの人々が働いています。その人たちに敬意を表し、感謝をしましょう。

**相談しましょう**  
困ったことがあれば一人で悩まずに、身近な人や各種の相談窓口にご相談しましょう。

人権相談窓口（法務局） 平日 8:30～17:15

- ◇ みんなの人権110番 0570-003-110
- ◇ 女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ◇ 子どもの人権110番 0120-007-110
- ◇ Telephone Counseling 0570-090-911  
(外国人の人権)

  
千原市人権啓発センター

千原市 人権・男女共同参画課 TEL 026-273-1111(内線 2252・2253)

### ▲ 「STOP! 差別コロナ」 啓発チラシ